

Brexitアップデート

～英国・EU間交渉の合意を受けた今後の両者の関係(1/4時点)

2021年1月
株式会社 三井住友銀行
コーポレート・アドバイザー本部
企業調査部

- 本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。
- 本資料は、作成日時点で弊行が一般に信頼できると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を弊行で保証する性格のものではありません。また、本資料の情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。
- ご利用に際しては、お客さまご自身の判断にてお取扱いいただきますようお願い致します。本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断での複製または転送等することを禁じております。



三井住友銀行

SUMITOMO MITSUI BANKING CORPORATION

1. 英国・EU間の将来関係交渉	P2
2. 移行期間終了後の英国・EUの関係	P5
3. 英国の経済・産業に与える影響	P8
4. EU加盟国の経済・産業に与える影響	P16
Appendix	P20

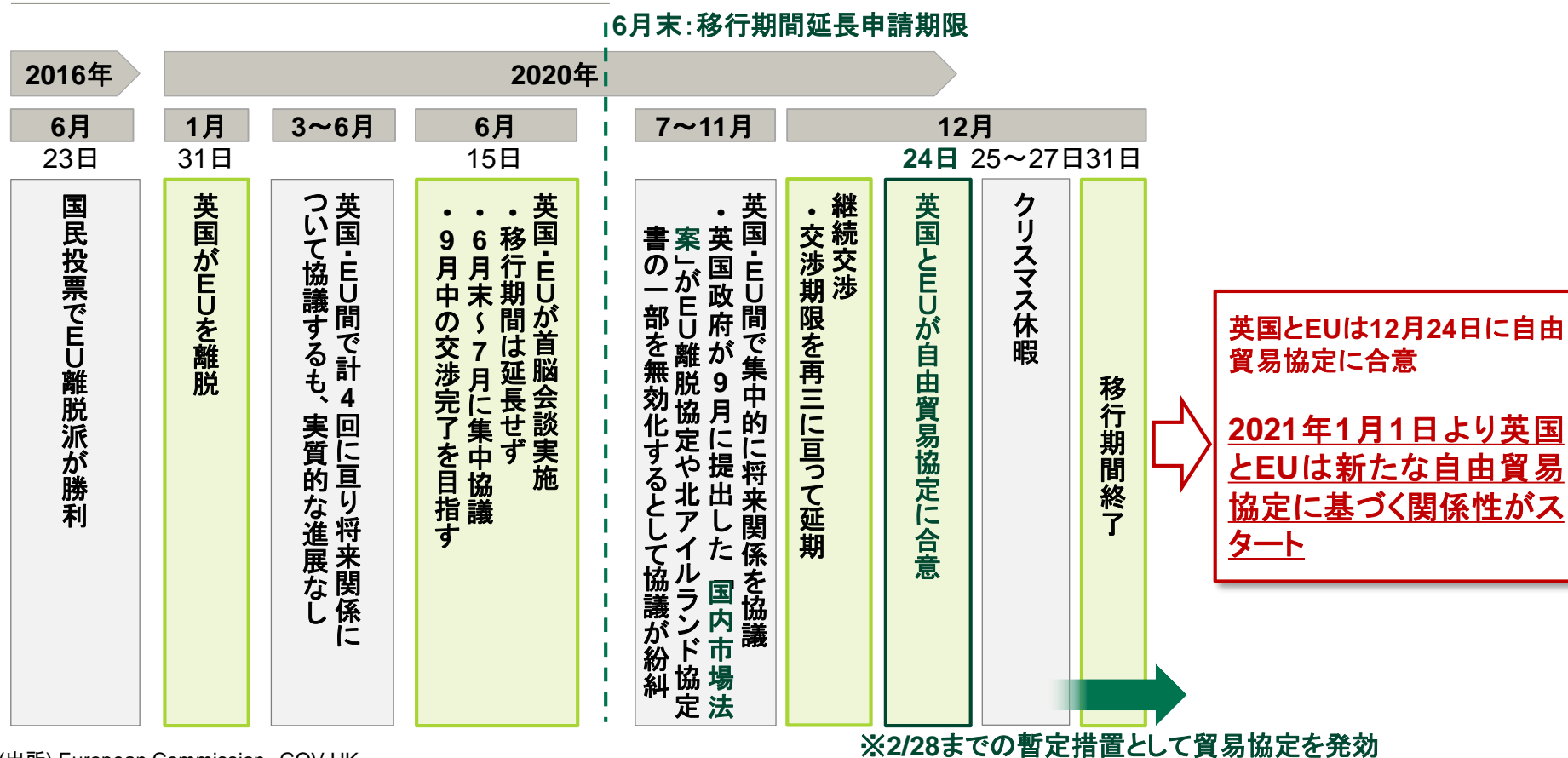
1. 英国・EU間の将来関係交渉

英国・EU間交渉のこれまでの経緯

英国とEUの将来関係交渉は、議論の紛糾から従来の交渉期限が再三に亘って延期され交渉が続けられてきましたが、移行期間終了直前の12月24日に自由貿易協定に合意しました。

英国が議会での批准を完了させた一方、EU議会での批准は2020年中には間に合わなかったことから、1月1日からは暫定措置として貿易協定を発効(2月28日までにEU議会で批准し正式に発効)させており、期限間際で関税復活は回避された格好です。

英国・EU間交渉のタイムライン(1月4日時点)



(出所) European Commission、GOV.UK

(参考)英国・EU間交渉の主な論点

英国・EUは、モノの貿易については「関税・数量割当なし、通関・検疫等は実施」で双方の認識は一致していました。

但し、交渉開始当初より、①労働・環境・国家補助等に関する現行のEU規制レベルの公正な競争条件の維持、②英国の排他的経済水域における漁業権、③法的紛争処理における欧州司法裁判所の関与、等の論点を中心に主張が大きく対立してきたことから交渉は難航していましたが、期限間際で自由貿易協定に合意した格好です。

英国・EU間将来関係交渉の主な論点

主な論点	英国の主張	EUの主張	
モノの貿易	<ul style="list-style-type: none"> 全ての品目について関税・数量制限を撤廃 但し、通関・検疫・VAT申告等は発生(できる限り手続きを簡略化) 		→ 貿易協定の締結有無に関わらず通関・検疫は発生
公正な競争条件	<ul style="list-style-type: none"> 規制運用の主権回復を重視、国家補助等の抜本的な規制緩和も予定(包括的な貿易協定に慣例的に含まれる内容を超える取り決めには合意せず) 	<ul style="list-style-type: none"> 国家補助・競争・国有企業、社会・労働、環境基準、気候変動等の分野でEUと共通の高水準の規制を維持 	} 両者の主張が大きく対立、議論紛糾の要因
漁業権	<ul style="list-style-type: none"> 毎年、英国・EU間で漁獲割当を協議(割当基準の変更) 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の漁獲枠の維持 英国の排他的経済水域におけるEU漁業者の操業継続の保証 	
法的紛争処理	<ul style="list-style-type: none"> 欧州司法裁判所の関与は認めない 	<ul style="list-style-type: none"> 欧州司法裁判所の関与を認める方針 	
サービスの相互アクセス	<ul style="list-style-type: none"> 同等性認証の撤回は定められた手続きに従う 	<ul style="list-style-type: none"> 英国の金融ライセンスの同等性評価はEUの判断により決定 	→ 2020年6月末が英・EUが互いの規制を評価する期限となっていたが、進展ないまま期限を超過

2. 移行期間終了後の英国・EUの関係

移行期間終了後の英国とEUの関係

英国とEUによる自由貿易協定の合意により、英国・EU間の貿易取引における関税復活が回避されたことから、モノの貿易への影響は最小限に止まるとみられていますが、通関や検疫、VAT申告等が必要となることから短期的には物流が混乱するリスクがあります。

一方、金融をはじめとするサービス産業の相互アクセスについては大部分が未定で、今後も議論が継続されることから、引き続き注視が必要な状況となっています。

移行期間終了後の英国とEUの関係とそれぞれへの影響

主な論点	合意した条件	英国への影響	EUへの影響
モノの貿易	全ての品目について関税・数量制限を撤廃 但し、通関や検疫、VAT申告等は発生	関税復活の回避により、モノの貿易への影響は最小限(関税コストやポンド安等を回避) 但し、通関や検疫、VAT申告等が必要となることから、短期的には物流の混乱リスクあり(既に一部で顕在化)	
公正な競争条件	環境や労働の分野で引き続きEUと同等の高水準の規制を維持 但し、EU規制への自動的な連動は非適用	英国はEUの政府補助金スキームから外れ、独自の補助金制度を導入(英国産業の利益にかなった形での企業成長をサポート)	EUが主導する環境規制等では引き続き英国も含めて高い規制レベルを維持 WTO違反等の競争を歪める補助金に関する原則を規定し、英国を牽制
漁業権	英国海域内のEU各国の漁獲高(金額ベース)は現状比25%削減(5年半かけて段階的に削減)	主権回復の象徴としての一定の成果に加え、英国漁業者の漁獲高が増加(但し経済影響は限定的)	EU漁業者の漁獲高が減少するため、漁業依存度が高いEU諸国にはネガティブながら、5年半かけて段階的に削減される他、削減幅も▲25%と最小限
法的紛争処理	独立した仲裁パネルを設置 (欧州司法裁判所は適用しない)	特定の産業分野で英国が「公正な競争条件」に違反した場合、独立仲裁パネルは別の産業分野で対抗措置(関税負荷等)を講じることが可能	
サービスの相互アクセス (今後も議論継続)	大部分が未定で今後も議論継続 金融サービスについては、3/31までに規制協力に関する覚書に合意することを目指す	金融を含む資格・免許の同等性や相互認証が認められない場合には、一部の金融機能のEUへの移転が進む可能性あり	金融を含む資格・免許の相互認証が認められない場合には、国境を跨いだサービス提供が困難になる可能性あり

(出所) European Commission、GOV.UK

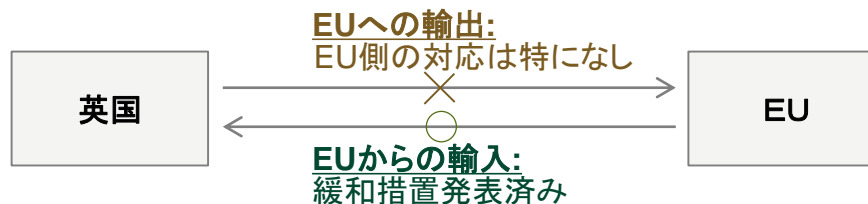
移行期間の終了に備えた英国の緩和措置

英国は移行期間の終了に備え、物流の混乱回避に向けた緩和措置を発表しています。

①新型コロナウイルス対策による港湾処理能力の低下や医療防護具の輸入増加に伴うコンテナの滞留等に起因する英国コンテナ港の混乱や、②英国国境付近での大規模なトラック渋滞等は、年末年始の物流量の減少もあり沈静化しつつありますが、今後の物流の本格的な再開に伴い再び混乱が生じる可能性があります。

英国による移行期間終了後の緩和措置

領域	緩和措置の概要
通関手続き ・ 関税支払い	<ul style="list-style-type: none">• EUからの輸入品に対し、輸入通関申告手続きを最長6ヶ月間猶予• 関税の支払いも通関申告時まで繰延可能• 但し、輸入VAT申告やタバコ・有害化学物質等の輸入申告、生きた動物や高リスク植物等の輸入に係る事前通知・衛生関連書類の提出は対応が必要
WTO関税 (詳細後述)	<ul style="list-style-type: none">• 英国は2020年5月に移行期間終了後のWTO関税率を公表• 自由貿易協定でカバーできない輸入品についても、国内生産が限定的な製品や国内生産品の原材料・部品、低炭素化に資するグリーン製品を中心に6割を免税化



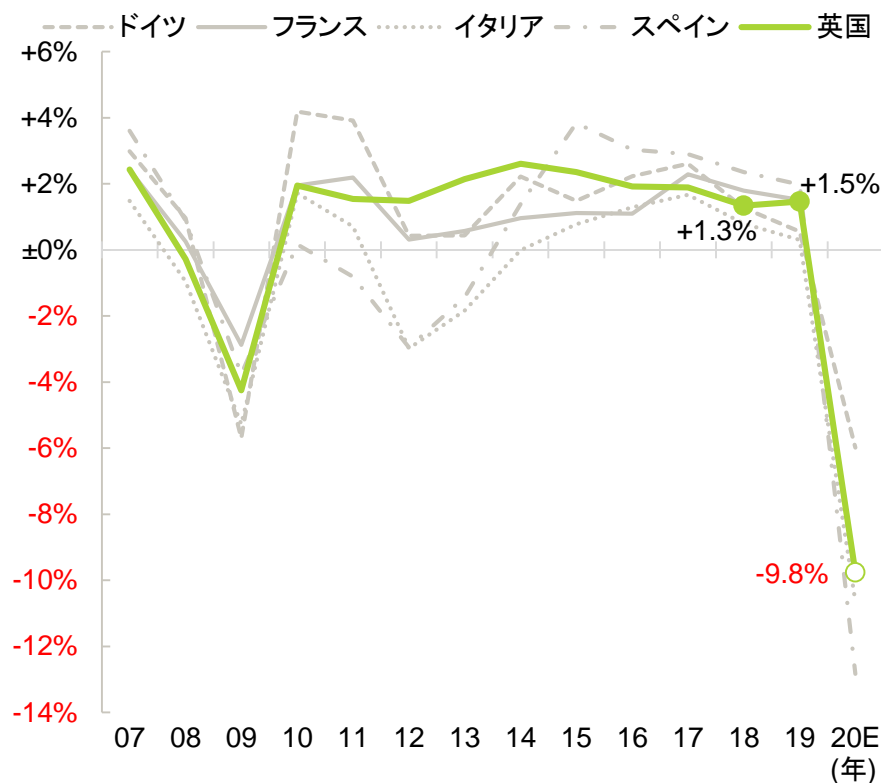
3. 英国の経済・産業に与える影響

英国の今後の経済見通し

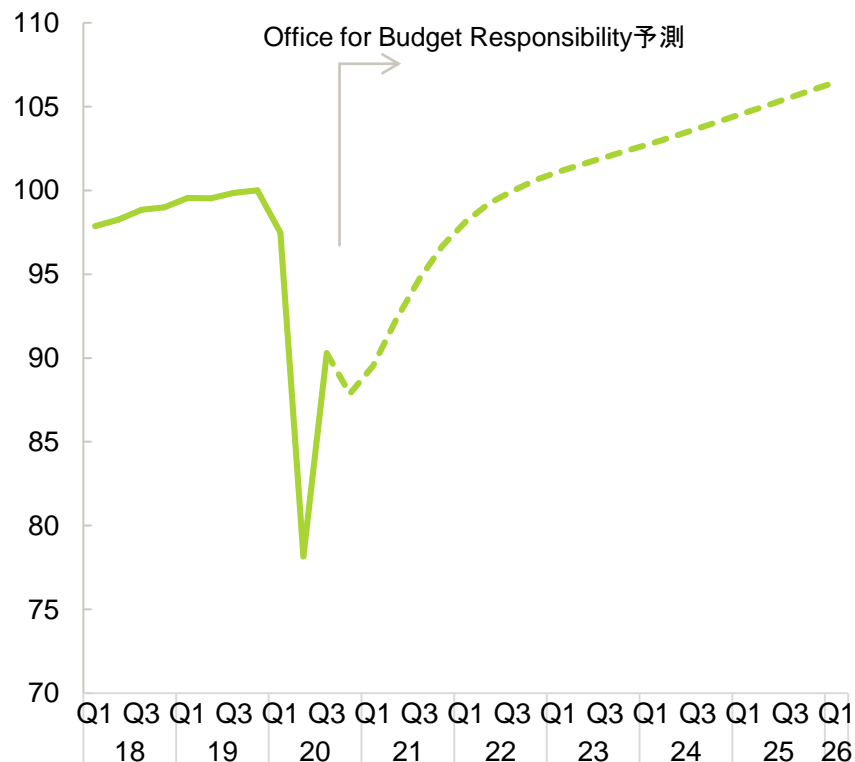
英国の実質GDP成長率は2009年のリーマンショック時に大きく落ち込んで以降は、前期比+2%前後で安定的に推移してきましたが、2020年は新型コロナウイルスの感染拡大による影響から同-10%に迫る大幅な落ち込みとなる見通しです。

2021年以降は、新型コロナウイルスの影響からの回復が期待されていますが、移行期間終了に伴う混乱の大きさ次第では、回復ペースが遅れる可能性があります。

英国及びEU主要国の実質GDP成長の推移



英国の四半期の別実質GDPの見通し(19Q4を100として指数化)



(出所) IMF: World Economic Outlook

(出所) Office for National Statistics、Office for Budget Responsibility

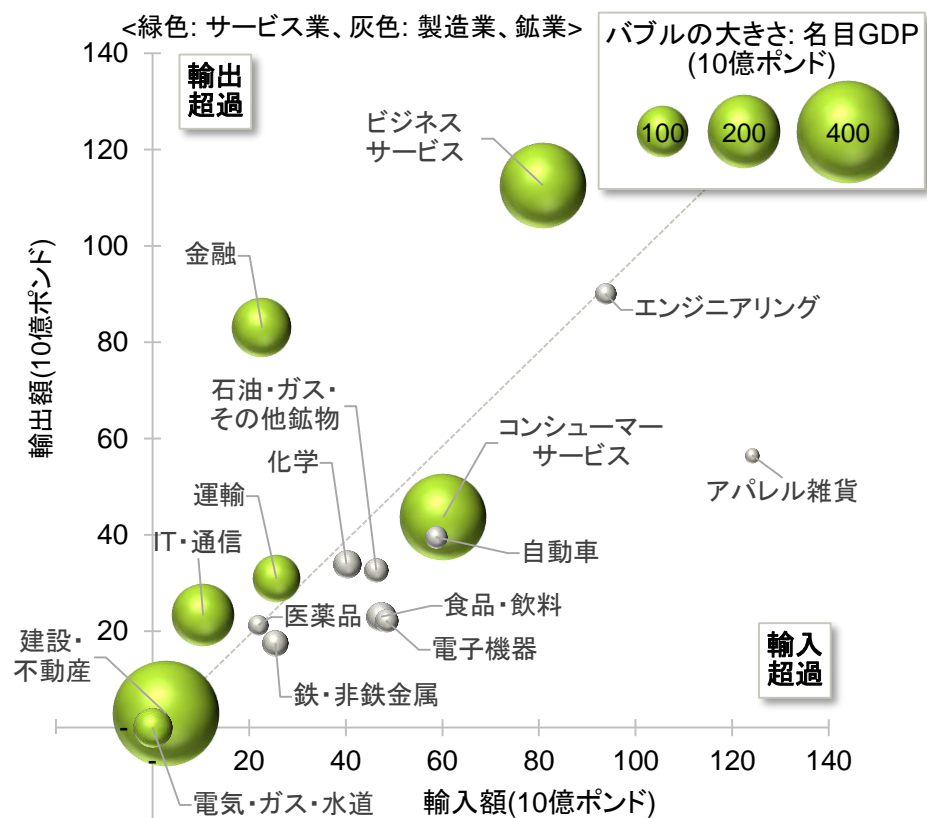
英国の産業構造: 貿易におけるEU依存度

英国の産業別の貿易状況についてみれば、サービス業が輸出超過となる一方、製造業は輸入超過となっています。

輸出超過のサービス業についてみれば、金融・ビジネスサービスの輸出額が大きい一方、EU依存度は他のサービス業対比相対的に小さくなっています。

輸入超過の製造業では、自動車や医薬品、食品・飲料のEU依存度は7割を超えており、EUに大きく依存する形となっています。

英国の産業別の輸出入状況(2019年)



英国の貿易におけるEU依存度(2019年)

(単位: 10億ポンド)

	全世界		対EU		EU依存度		
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	
サービス業	金融	23	83	9	33	39%	40%
	ビジネスサービス	81	113	32	40	40%	35%
	運輸	26	31	15	14	59%	47%
	IT・通信	10	23	5	11	51%	45%
	コンシューマーサービス	60	44	35	20	58%	45%
	サービス業合計	222	326	107	129	48%	40%
製造業	石油・ガス・その他鉱物	46	33	9	23	20%	69%
	食品・飲料	47	23	34	14	71%	60%
	化学	40	34	27	19	67%	57%
	医薬品	22	21	18	9	84%	41%
	アパレル雑貨	124	57	30	21	25%	36%
	鉄・非鉄金属	25	17	15	9	60%	53%
	自動車	59	40	49	18	84%	46%
	エンジニアリング	94	90	47	37	50%	41%
	電子機器	48	22	21	11	44%	52%
	製造業合計	542	367	268	168	49%	46%

(出所) International Trade Center

英国の個別産業への影響(サマリー)

①英国・EU間の貿易における通関等の事務手続きの発生や、②各種規制・規則への対応、③移民政策の変更等から、下記セクターを中心に短期的なマイナス影響が想定されます。

但し、最大の懸案事項であった関税復活が回避されたことで、物流の一時的な混乱等は懸念されるものの、中長期的にはこうしたマイナス影響は徐々に解消に向かうとみられています。

英国内のセクターで短期的に想定される影響

業種	通関等の 事務手続きの発生	規制対応	人材確保
自動車	×	×	-
食品・飲料	×	-	×
小売	× (調達時)	-	×
金融	-	×	-
建設・不動産	× (調達時)	×	×
航空・防衛	×	-	-
化学	×	×	-
アパレル・雑貨	×	-	-
運輸	-	×	-

×	マイナス影響が想定される項目
---	----------------

(出所) 弊行作成

英国の個別産業への影響: 自動車、食品・飲料・小売

自動車セクターでは、通関等の事務手続きの発生に伴う一時的な物流の混乱から、部品調達コストの上昇や生産リードタイムの長期化等が予想されています。また、原産地規則では拡張累積^(注1)が認められないことから、車種や部品によっては関税コストが発生する可能性もあります。

食品・飲料・小売セクターでは物流の混乱による影響に加えて、移民政策の変更に伴う労務費の上昇等も懸念されています。

(注1)英国とEUが共通して自由貿易協定を締結している第3国で生産された部品についても、それぞれの現産品として認めること。例えば、英国・EUと包括経済連携協定を締結している日本で生産された部品も英国・EU双方の現産品として認められる。

自動車セクターへの想定される影響

項目別の影響		想定される影響
通関等の事務手続きの発生	×	・通関等の事務手続きの発生に伴う 一時的な物流の混乱 (部品調達コストの上昇、生産リードタイムの長期化)。
規制対応	×	・原産地規則では拡張累積が認められないことから、車種や部品によっては関税コストが発生する可能性。
人材確保	-	・電気自動車の主要部品である 蓄電池については、経過措置^(注2)を採用。

× マイナス影響が想定される項目

(注2)蓄電池、電池・モジュール、電動車については、非現産材料の使用を以下に定める割合まで許容する。

2021～2023年:

蓄電池: 70%、電池・モジュール: 70%、電動車(HEV/PHEV/EV): 60%

2024～2026年:

蓄電池: 40%、電池・モジュール: 50%、電動車(HEV/PHEV/EV): 55%

2027年～:

蓄電池: 30%、電池・モジュール: 35%、電動車(PHEV/EV): 45%

(出所) GOV. UK、弊行作成

食品・飲料・小売セクターへの想定される影響

項目別の影響		想定される影響
通関等の事務手続きの発生	×	<食品・飲料> ・通関等の事務手続きの発生に伴う 一時的な物流の混乱 (生鮮食品は劣化リスク上昇)。 ・共通農業政策(農業従事者への補助金支援)の欠如による 農業従事者への支援不足 。
規制対応	-	<小売> ・物流混乱に伴う 一時的な在庫不足 。
人材確保	×	<共通> ・移民政策の変更に伴う 労務費の上昇 (食品工場従事者の27%がEUからの労働者)。

× マイナス影響が想定される項目

(出所)弊行作成

英国の個別産業への影響: 金融、建設・不動産

金融セクターでは、英国のEU離脱決定後、多くの在英金融機関が欧州の主要都市(フランクフルト、パリ等)への一部機能移転を進めてきましたが、ロンドンが有する豊富な金融人材やインフラの魅力は依然として大きいこと等から、今後も引き続き欧州最大の金融センターとしての強固な地位を維持するとの見方が優勢となっています。

建設・不動産セクターでは、物流の混乱に伴う資材調達コストの上昇や移民政策の変更に伴う労務費の上昇等が懸念されています。

金融セクターへの想定される影響

項目別の影響		想定される影響
通関等の事務手続きの発生	-	<ul style="list-style-type: none"> 英国の金融規制に対し、EUが同等性(注)を認めない場合には、EUでの金融サービスの提供に際し、一部機能・資産のEUへの移管が必要(多くの在英金融機関は既に対応を進めているが、追加で移管が必要となる可能性あり)。 一方、安定した税制や金融人材の確保しやすさの観点では引き続き英国に優位性。
規制対応	×	
人材確保	-	

× マイナス影響が想定される項目

(注)仮に同等性が認められた場合でも、預金や貸付、資産運用、決済サービス等の中核的な金融サービスの全てをカバーできないため、原則として在英金融機関はEU域内に法人を設立し、当局の免許取得が必要。

(出所) 弊行作成

建設・不動産セクターへの想定される影響

項目別の影響		想定される影響
通関等の事務手続きの発生	×	<ul style="list-style-type: none"> 通関等の事務手続きの発生に伴う一時的な物流の混乱(資材調達コストの上昇)。 移民政策の変更に伴う労務費の上昇(既に顕在化している熟練労働者不足が加速) 大規模開発プロジェクトへのアクセス制限(大規模なインフラプロジェクトはEU当局が主導するケースが多く、恩恵を享受できない可能性あり)。
規制対応	×	
人材確保	×	

× マイナス影響が想定される項目

(出所) 弊行作成

英国の個別産業への影響: 航空・防衛、化学

航空・防衛セクターでは、通関等の事務手続きの発生に伴う一時的な物流の混乱から、部品調達コストの上昇や生産リードタイムの長期化等が予想されています。

化学セクターでは、短期的な物流の混乱の他、英国とEUの両方で事業を展開する化学メーカーにおいては、両市場での規制対応が必要となることから、対応コストの上昇等が懸念されています。

航空・防衛等セクターへの想定される影響

項目別の影響		想定される影響
通関等の事務手続きの発生	×	<ul style="list-style-type: none"> 通関等の事務手続きの発生に伴う一時的な物流の混乱(部品調達コストの上昇、生産リードタイムの長期化)。
規制対応	-	
人材確保	-	

× マイナス影響が想定される項目

化学セクターへの想定される影響

項目別の影響		想定される影響
通関等の事務手続きの発生	×	<ul style="list-style-type: none"> 通関等の事務手続きの発生に伴う一時的な物流の混乱。 英国・EU両方の規制対応(REACHとUK REACH<注>)が必要となることに伴うEUで事業展開する在英化学メーカーの対応コストの上昇。
規制対応	×	
人材確保	-	

× マイナス影響が想定される項目

(注)Regulation, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicalsの略。化学物質を管理するための規則であり、移行期間終了後は英国でも同様の規則(UK REACH)が導入される。

今後の英国の貿易政策～EU域外との自由貿易協定

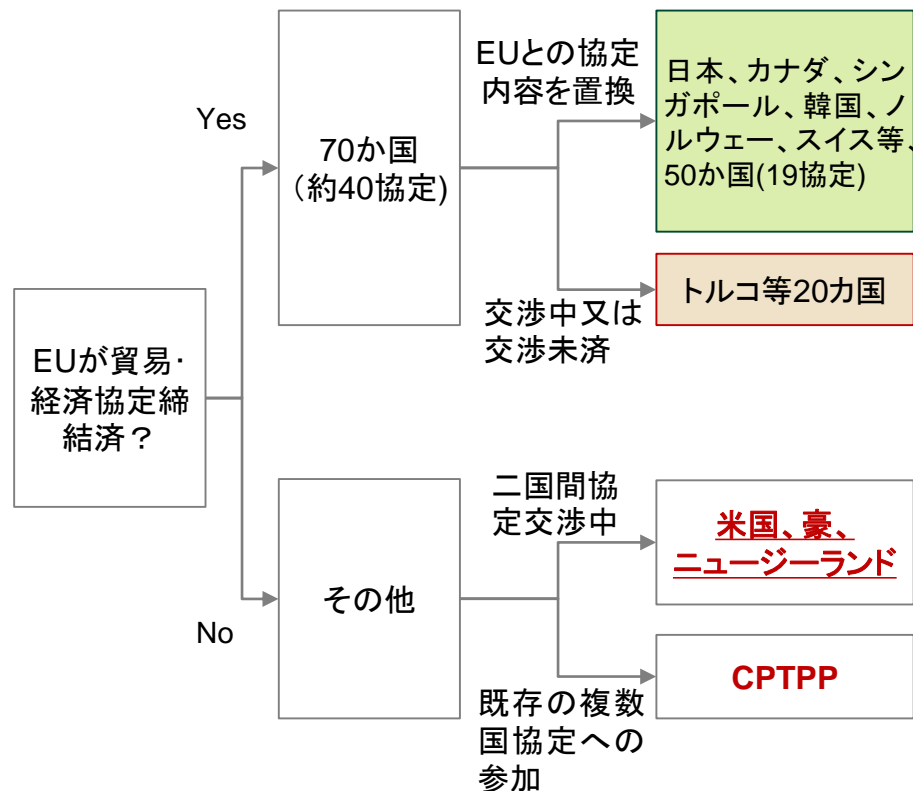
英国政府は貿易総額の8割を自由貿易協定(FTA)でカバーすることを目標に、CPTPP(注)への参加を見据え、既に日本やカナダ、シンガポール等と二国間協定を締結しています。加えて、米国とのFTAについても妥結を目指している状況です。

英国と日本は、2020年9月に包括的経済連携協定(日英EPA)で合意しました。日EU・EPAの合意内容を概ね踏襲しつつも、デジタル&データや金融サービスの分野ではこれを上回る踏み込んだ合意がなされた格好です。

(注)環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定。

EU域外との貿易・経済協定交渉状況

英政府の目標: 2022年までに貿易総額の8割をFTAでカバー



(出所) GOV. UK

日英EPAの合意内容(日EU EPAとの主な相違点をハイライト)

デジタル & データ	情報の越境移転制限の禁止、コンピュータ関連設備の設置要求禁止、アルゴリズムを含むソースコード開示要求の禁止等
金融サービス	金融サービスにおけるコンピュータ関連設備の設置要求の禁止を規定
英国製品の輸出	英国産ニットやビスケット等の関税撤廃
特産品の保護	ウェンズリーデールチーズやウェールズ産ラム肉等、日英各地の特産品を保護
クリエイティブ産業	オンライン映画や音楽の海賊版、商標の盗難、著作権侵害等への対処における日英協力
ビジネスモビリティ	ビザ取得や配偶者、扶養家族の滞在期限等の要件の柔軟性確保
CPTPP	世界最大の自由貿易協定であるCPTPPへの加入を目指す
英国の製造業	日本から輸入する自動車や鉄道部品の関税を削減
モルト	英国産モルトの輸出枠拡大
豚肉・牛肉・サーモン	豚肉・牛肉・サーモンの大幅な関税引き下げ

(出所) GOV. UK

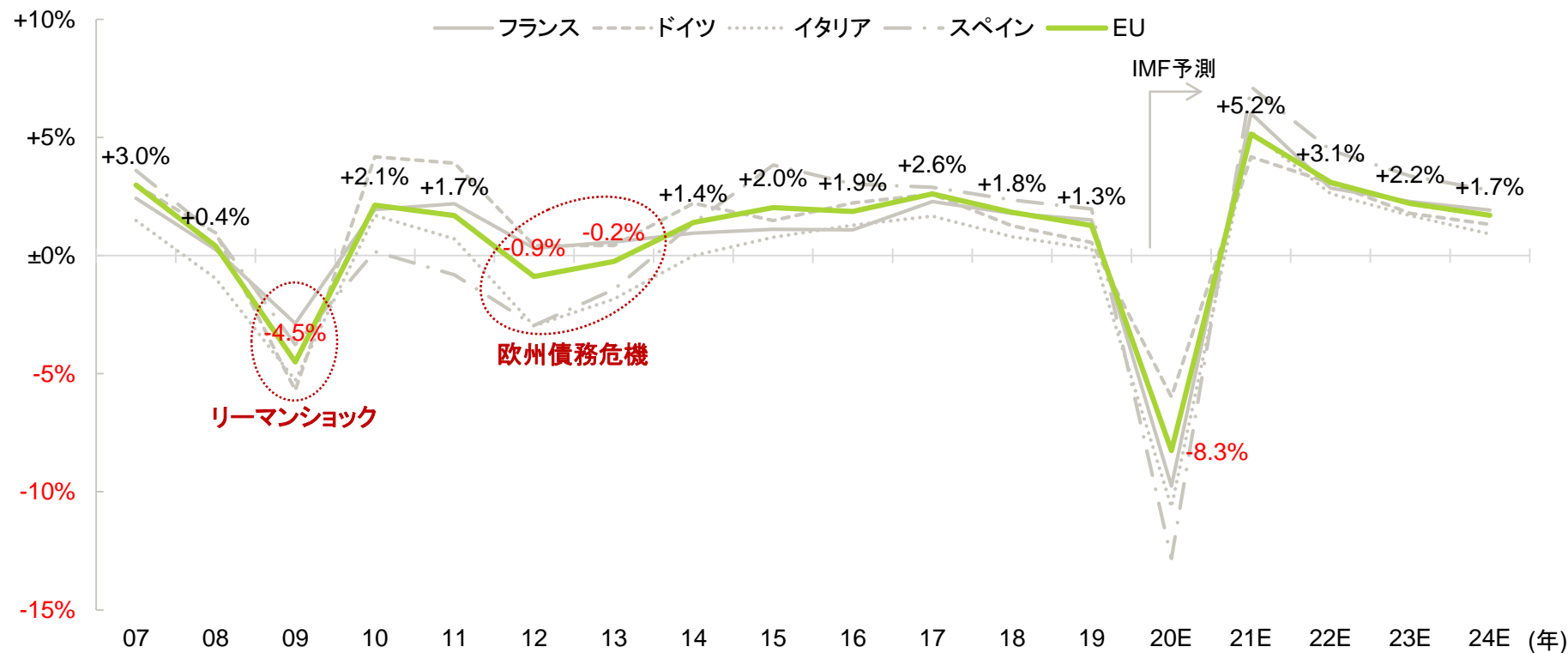
4. EU加盟国の経済・産業に与える影響

EUの今後の経済見通し

2020年におけるEUの実質GDP成長率は、新型コロナウイルスの感染拡大による影響から同-8.3%と大きく落ち込むとみられています
が、その後は感染の収束と共に再びプラス成長に転じる見通しです。

対英貿易における通関等の事務手続きの発生に伴う短期的な影響が予想されますが、英国への依存度は然程高くないため、影響は限定的に止まるとみられています。

英国及びEU主要国の実質GDP成長の推移



(出所) IMF: World Economic Outlook

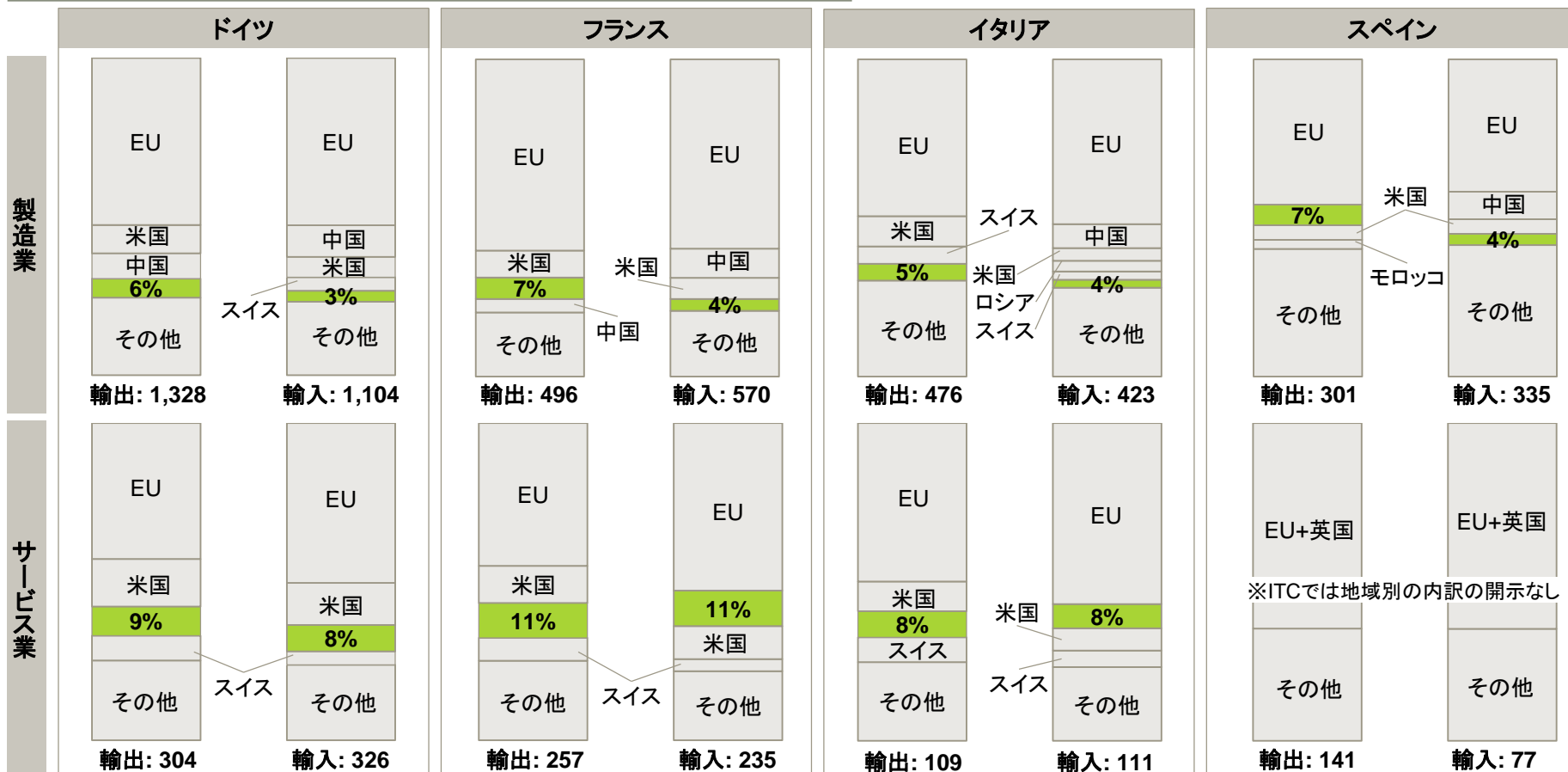
EUの産業構造: 貿易における英国依存度

EU主要国(ドイツ、フランス、イタリア、スペイン)の対外貿易における英国依存度についてみれば、何れの国においても然程大きくはなく、フランスのサービス業を除き10%未満に止まっています。

一方、ドイツにおける自動車輸出やアイルランドにおける食品・飲料の輸出入等、一部の英国依存度の高い品目については、事務手続きの発生に伴う短期的なマイナス影響が懸念されます。

EU主要国の貿易における英国依存度(2019年、単位: 10億ユーロ)

英国



(出所) International Trade Center

EU加盟国の個別産業への影響

EU加盟国の個別産業への影響についてみれば、物流の混乱による短期的な影響を除けば、中長期的な影響は限定的に止まるとみられています。

化学や医薬品セクターでは、英国・EU双方の規制対応が必要となることから、対応作業の重複等によるコスト増が見込まれています。

移行期間終了後におけるEU加盟国の個別産業への影響

セクター	Brexitによるマイナス影響		想定される影響	マイナス影響を受ける国	
	項目別影響度				
食品・飲料	コスト	-	小	<ul style="list-style-type: none"> ・アイルランドにとって英国は最大の食品・飲料の貿易相手国(輸出の約4割、輸入の約5割を英国に依存)であり、一時的な物流の混乱による短期的なマイナス影響は相対的に大きい。 	アイルランド
	規制、他	-			
化学	コスト	△	小	<ul style="list-style-type: none"> ・英国・EU双方の規制(UK REACH、REACH)に対応する必要があることから、登録作業が重複して発生し、コストが増加。 	EU各国
	規制、他	△			
医薬品	コスト	×	中	<ul style="list-style-type: none"> ・英国・EU双方で医薬品の認証取得が必要となり、研究開発コストが増加。 ・新薬開発能力を有する英国の大学との連携減少(EU資金の拠出も失われる)。 ・欧州医薬品庁はオランダに移転。 	フランス、ドイツ他
	規制、他	×			
自動車	コスト	-	小	<ul style="list-style-type: none"> ・英国はドイツに次ぐ欧州第2位の市場であり、多くのEU加盟国が対英貿易黒字(ドイツ最大の輸出国は英国で、新車の2割を英国に輸出) ・一時的な物流の混乱による短期的なマイナス影響は相対的に大きい。 	ドイツ
	規制、他	-			
通信、メディア、テクノロジー	コスト	△	小	<ul style="list-style-type: none"> ・英国・EUの双方でIP取得が必要となる可能性があり、開発コストの増加や英国における新サービス導入が遅れる懸念あり。 	EU各国
	規制、他	-			
運輸	コスト	△	小	<ul style="list-style-type: none"> ・通関手続きの発生(オペレーションの非効率化)による運行コストの増加。 	EU各国
	規制、他	-			

(出所) 弊行作成

× 相対的に影響が大きい

△ 相対的に影響が小さい

- 影響なし

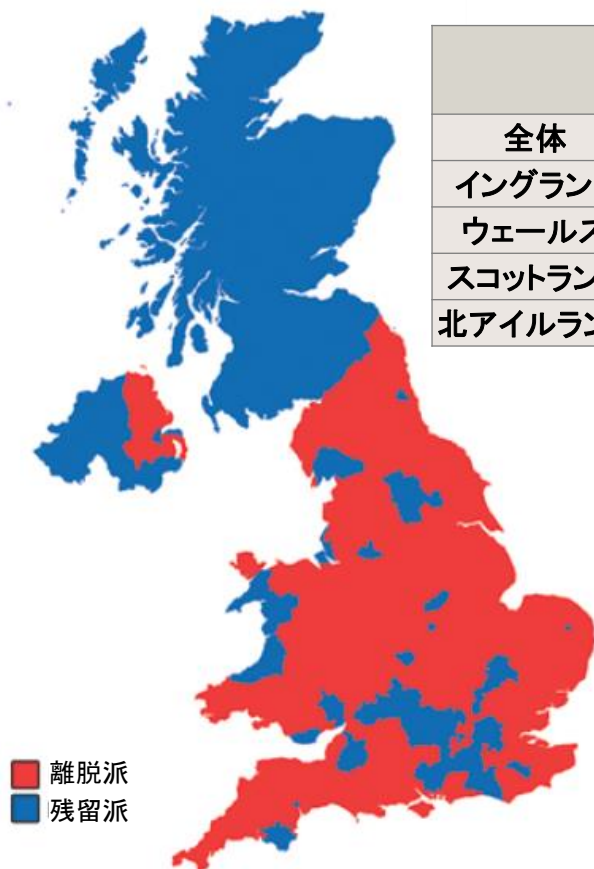
Appendix

Brexitの背景～EU離脱の是非を問う国民投票が国民を二分

英国では、2016年6月にEU離脱の是非を問う国民投票が実施され、僅差でEU離脱派が勝利しました。

EU残留の方が経済的なメリットは大きいとの議論が優勢であったものの、結果的に人・モノ・金の移動に関する主権回復が重視される格好となりました。

EU離脱の是非を問う国民投票の結果

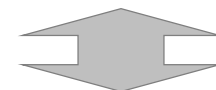


	国民投票結果 (離脱派/残留派)
全体	51.9% / 48.1%
イングランド	53.4% / 46.6%
ウェールズ	52.5% / 47.5%
スコットランド	38.0% / 62.0%
北アイルランド	44.2% / 55.8%

<EU離脱派、残留派の主な主張>

離脱派の 主な主張

- EU加盟により**英国の主権**が脅かされている
- EUには**不合理な規制**が多数存在し、英国はEU離脱により**一段の経済発展**を実現可能
- EU加盟拠出金の支払をやめることで、英国国民の**医療・社会保障充実を図る**ことが可能
- EU内の人々の自由な移動は**テロリストの流入や英国国民の失業**に繋がっている



残留派の 主な主張

- 英・EU間の関税・通関発生等により**英製造業のコスト競争力が低下**し、メーカーのEUへの流出、雇用の減少が進む
- **金融等のサービス業でもEU単一市場にアクセスできなくなり**、対英投資減少や不動産価格下落を招く
- EUから人の移動が減少し、**低賃金労働者の確保が困難**となる

英国・EUの離脱協定(合意済)の概要

離脱協定案の概要

項目	概要
①英国のEU宛債務	✓ EU離脱に伴う清算金の計算方法につき合意 (英議会によれば329億ポンド相当<2020年度のEU予算拠出分を含む>)
②英国国民、EU市民の権利保護	✓ 移行期間終了時点でEU加盟国に居住している英国国民、及び英国に居住しているEU市民について、英国のEU加盟時と同等の権利を保護
③アイルランド島国境問題解決策 (注)	✓ 北アイルランド・アイルランド共和国の間に厳格な国境管理が生じることを回避するための対応策で合意 (詳細は次頁参照)
④移行期間	✓ 2020年末まで英国はEU加盟時と同じ権利・義務を維持(但し、EUの意思決定には不参加) ✓ 2020年7月1日以前であれば移行期間の延長を要請可

(注) 英領北アイルランドでは、英国への帰属を求める住民とアイルランドへの帰属を求める住民の間の対立が激しく、1998年の和平合意まで約30年間紛争が継続。Brexit後、北アイルランド・アイルランド間の国境管理が厳格化された場合、紛争が再発するおそれがあるため、これを回避するための具体策について合意する必要がある。

英国・EUの離脱協定(合意済)におけるアイルランド国境問題解決策の概要

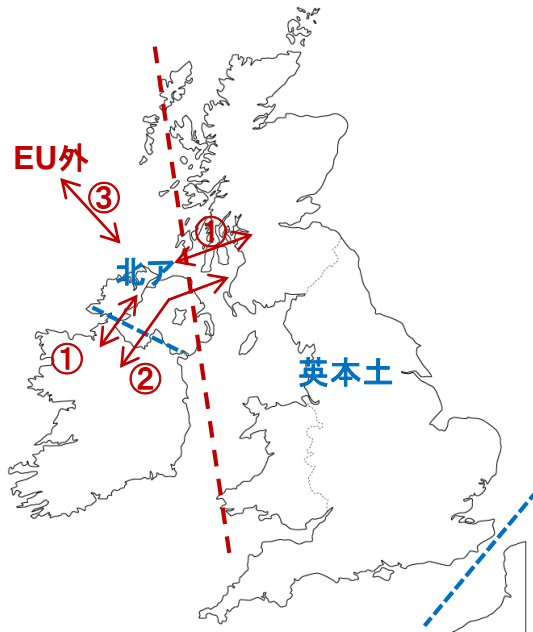
アイルランド国境問題解決策

【北アイルランド(北ア)】

EU製品規則等に準拠
(原則4年毎に北ア議
会が継続有無採決)

【英国全体】

EU関税同盟離脱



通関・製品検査等は北ア⇄英本土の間で実施

通関・製品検査等は北ア⇄英本土の間で実施

①	物品が北アに止まる可能性が高い取引	北ア⇄英本土	無関税
		北ア⇄EU	
②	物品が北アを通じてEU・英本土に入る可能性が高い取引	EU⇒北ア⇒英本土	英本土・北ア間で関税賦課
		英本土⇒北ア⇒EU	
③	EU外との取引	EU外⇒北ア	EU関税賦課(注)

※物品が北アに止まる可能性の多寡に関する判断基準は今後検討

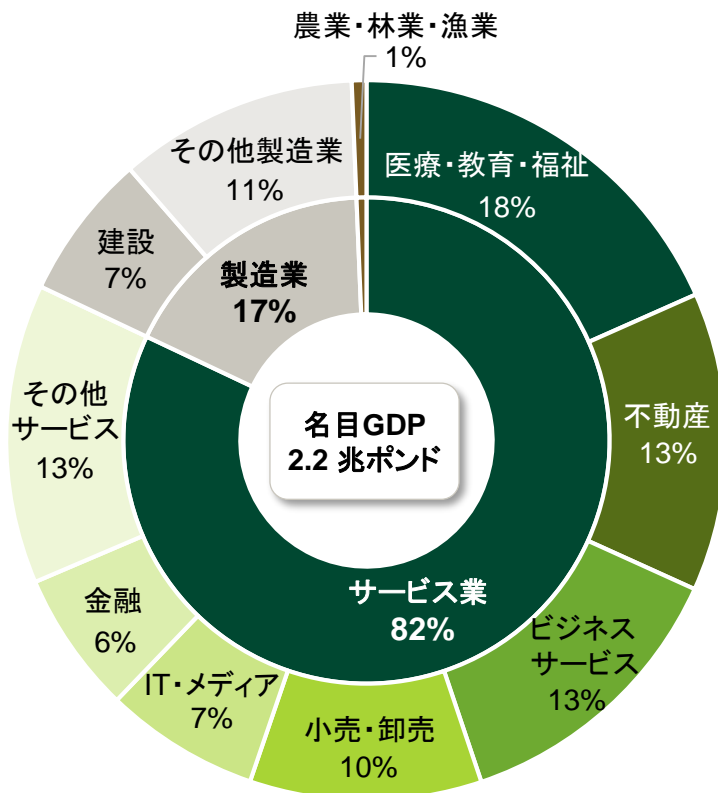
(注)EUに流入する可能性がない物品には英関税賦課。

英国の産業構造: 産業別GDP

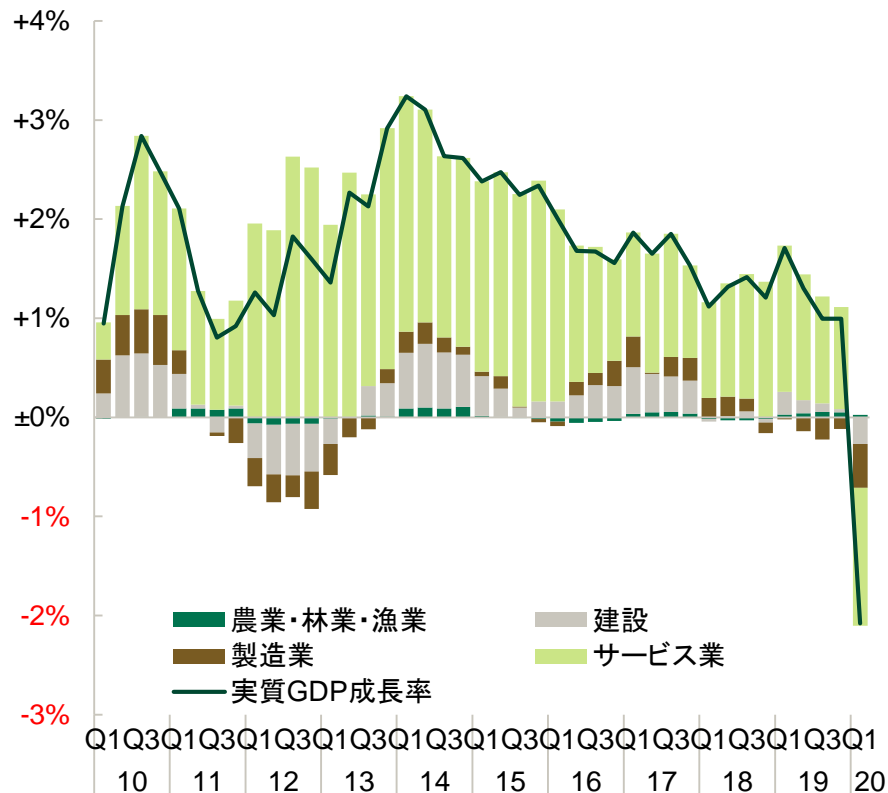
英国の産業構造についてみれば、サービス業がGDPの8割超(公共サービスを含む)を構成しており、これまでサービス業が経済成長を牽引してきた格好です。

移行期間終了後はEUとの貿易取引における事務手続きの発生により、短期的に製造業がマイナス影響を向けるとみられますが、サービス業がこれをカバーするとみられています。

英国の名目GDPにおける産業別の構成比(2019年)



英国の四半期別の実質GDP成長率(産業別寄与度)



(出所) Office for National Statistics

(出所) Office for National Statistics

英国の貿易政策～移行期間終了後のWTO関税率

英国政府は2020年5月に移行期間終了後のWTO関税率を公表し、自由貿易協定でカバーできない輸入品についても6割を免税とすることを発表しています。国内生産が限定的な製品、国内生産品の原材料・部品その他、低炭素化に資するグリーン製品が主な免税対象となっています。

国内産業保護の観点から食品・飲料、自動車(自動車部品を含む)等では免税・減税品目は限定的となっています。

移行期間終了後のWTO関税率(2020年5月時点)

輸入品に係る免税率は60%に拡大
(現在、EUがEU域外に課している関税の免税率は47%)

	分類	移行期間終了後関税率
戦略的 関税撤廃 ・減税(注)	英国内生産品の 主原材料・部品・半製品等	関税撤廃又は引下げ (撤廃が大半)
	英国内での 生産が限定的な製品	
	CO ₂ 排出低減に 資するグリーン製品	

	現行関税率	移行期間終了後関税率
関税 簡素化	2%未満	0%
	2%～20%	2%刻み(上回る部分切捨て)
	20%～50%	5%刻み(同上)
	50%超	10%刻み(同上)

(注)上記の他、EUが設定してきた発展途上国宛の免税措置は継続(農作物、繊維等)。

【新規WTO税率で免税・減税となるセクター別品目数】 (詳細は次頁参照)

- ・アパレル・雑貨: 598品目
- ・機械・光学機器: 491品目
- ・化学: 272品目
- ・金属: 231品目
- ・電気製品: 156品目

免税・減税となる品目
が多いセクター

- ・食品・飲料: 79品目
- ・航空・船舶・鉄道車両: 63品目
- ・自動車: 38品目

免税・減税となる品目
が少ないセクター
(国内産業保護の色合
いが強い)

英国の新規WTO税率におけるセクター別免税・減税品目

移行期間終了後のWTO税率におけるセクター別免税・減税品目

コンシューマー			
セクター (注)	主な品目	EUの WTO 税率	英国の WTO 税率
食品 ・飲料 (79品目)	乾燥ペクチン	19.2%	0%
	マッシュルーム	18.4%	0%
	活性酵母	14.7%	0%
	トリュフ	14.4%	0%
	アプリコット ・オレンジ	12.8%	0%
	スパイス類	12.5%	0%
	ジャガイモ粉	12.2%	0%
	ジャガイモ顆粒	12.2%	0%
	保存きゅうり	12.0%	0%
	保存野菜	12.0%	0%
	パン酵母	12.0%	0%
	液体ペクチン	11.2%	0%
	アパレル ・雑貨 (598品目)	おむつ等	10.5%
綿織物		8.0%	0%
ラミー織物		8.0%	0%
管状の糸		8.0%	0%
カーペット等		8.0%	0%
テリー織布		8.0%	0%
タフテッド織物		8.0%	0%
ガーゼ		8.0%	0%
タイヤコード		8.0%	0%
壁装材		8.0%	0%

自動車・機械・電気製品			
セクター	主な品目	EUの WTO 税率	英国の WTO 税率
自動車 (38品目)	貨物自動車	22.0%	10%
	トラクター	16.0%	10%
	自走式作業 トラック	4.0%	0%
電気製品 (156品目)	ブラウン管 (カラー)	14.0%	0%
	録音・再生装置	9.5%	0%
	ブラウン管 (モノクロ)	7.5%	0%
	録画・再生装置	7.0%	0%
	ラジオ機器	7.0%	0%
	家庭用ミシン	9.7%	0%
	カメラ等用レンズ	6.7%	0%
機械・ 光学機器 (491品目)	光学顕微鏡	6.7%	0%
	軸受箱部品	5.7%	0%
	望遠鏡	4.7%	0%
	水カタービン	4.5%	0%
	カメラ	4.2%	0%
	ガスタービン	4.1%	0%
	航空機	7.7%	0%
航空・船舶 ・鉄道車両 (63品目)	ヘリコプター (重量2千kg以下)	7.5%	0%
	宇宙船	4.2%	0%
	打上げロケット	4.2%	0%

コモディティ			
セクター	主な品目	EUの WTO 税率	英国の WTO 税率
化学 (272品目)	飲料用香料	12.8%	0%
	食品等用 カゼイン	9.0%	0%
	カゼイン接着剤	8.3%	0%
	ゼラチン	7.7%	0%
	精油(柑橘類)	7.0%	0%
	乳酸、アミノ酸、 グルタミン酸等 多数の化学品	6.5%	0%
金属 (231品目)	ジルコニウム	9.0%	0%
	コロンビウム、 レニウム	9.0%	0%
	アルミワイヤ	7.5%	0%
	フェロクロム	7.0%	0%
	タングステン	7.0%	0%
	モリブデン	7.0%	0%
	アンチモン	7.0%	0%
	ゲルマニウム	7.0%	0%
石油・ガス (16品目)	ワセリン	2.2%	0%
	鉱物性ろう	2.2%	0%
	クレオソート油	1.7%	0%

(出所) GOV.UK

(注)セクター名の下括弧内は今回免税・減税となった品目数。

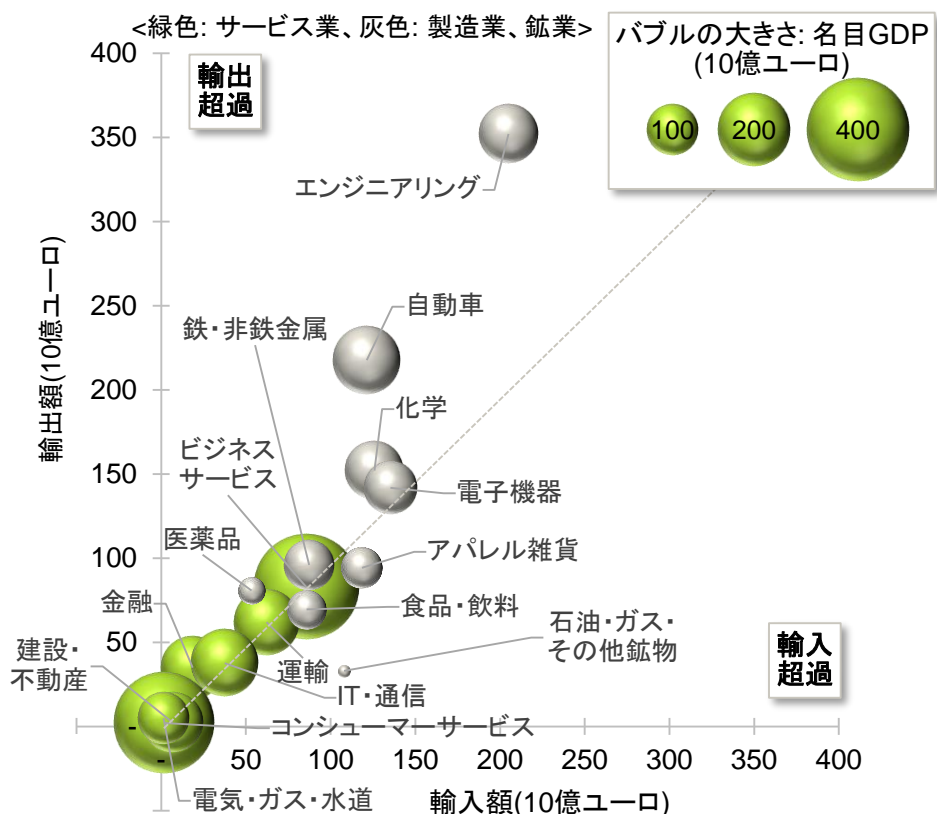
ドイツの産業構造: 貿易における英国依存度

ドイツの産業別の貿易状況についてみれば、サービス業が輸入超過となる一方、製造業は輸出超過となっています。

輸入超過のサービス業では、英国からの輸入が全体の3割超と突出している金融の他、ビジネスサービスやIT・通信も1割を超えており、全体として英国への依存度が高い傾向にあります。

輸出超過の製造業では、エンジニアリング・自動車の輸出額が突出しており、特に自動車の英国依存度が相対的に高くなっています。

ドイツの産業別の輸出入状況(2019年)



ドイツの貿易における英国依存度(2019年)

(単位: 10億ユーロ)

	全世界		対英国		英国依存度		
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	
サービス業	金融	19	35	5	9	30%	25%
	ビジネスサービス	86	83	9	7	10%	9%
	運輸	62	62	2	2	3%	4%
	IT・通信	37	38	4	4	10%	11%
	コンシューマーサービス	7	2	1	0	8%	16%
	サービス業合計	326	304	27	28	8%	9%
製造業	石油・ガス・その他鉱物	108	33	3	0	3%	1%
	食品・飲料	86	69	2	5	2%	7%
	化学	126	152	5	8	4%	5%
	医薬品	53	81	3	4	5%	5%
	アパレル雑貨	118	94	3	7	3%	8%
	鉄・非鉄金属	87	96	2	5	3%	5%
	自動車	121	218	4	21	4%	10%
	エンジニアリング	205	352	9	18	4%	5%
	電子機器	135	142	3	6	3%	4%
	製造業合計	1,104	1,328	38	79	3%	6%

(出所) International Trade Center, IMF, The Federal Statistical Office

(出所) International Trade Center

フランスの産業構造: 貿易における英国依存度

フランスの産業別の貿易状況についてみれば、サービス業が輸出超過となる一方、製造業は輸入超過となっています。

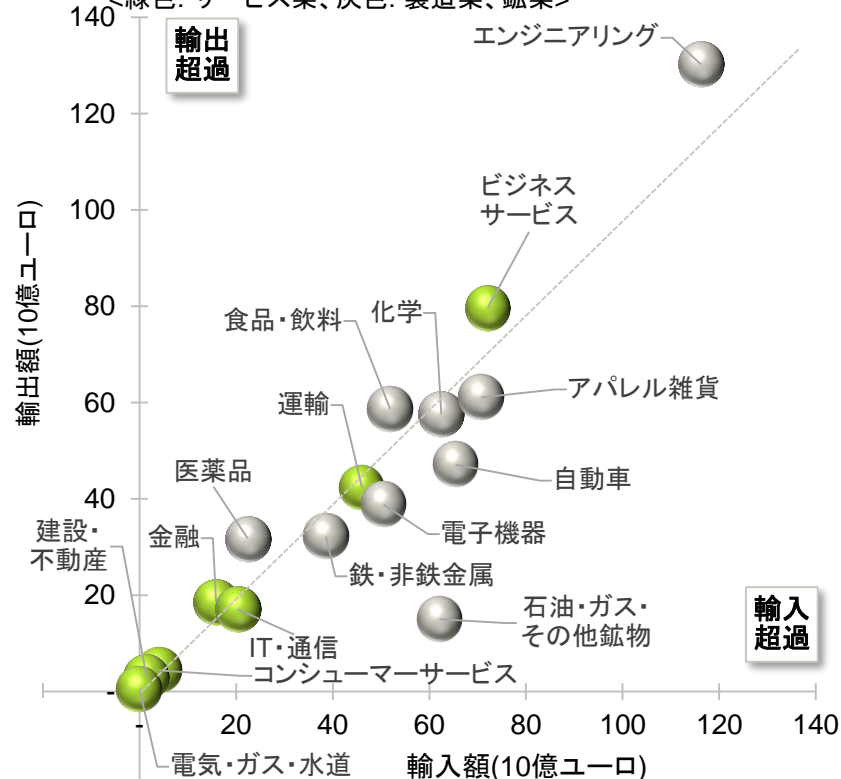
輸出超過のサービス業では、英国からの輸入が全体の2割超となっている金融を筆頭に総じて英国への依存度が高い状況です。

製造業は全体では輸入超過となっていますが、輸入における英国依存度は全体的に低く、対英国の貿易収支は輸出超過となっています。アパレル輸出が最も英国依存度が高く、輸出金額も相対的に大きくなっています。

フランスの産業別の輸出入状況(2019年)

※産業別の名目GDPが不詳のため輸出入の関係のみ表示

<緑色: サービス業、灰色: 製造業、鉱業>



(出所) International Trade Center

フランスの貿易における英国依存度(2019年)

(単位: 10億ユーロ)

	全世界		対英国		英国依存度		
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	
サービス業	金融	16	19	3	3	22%	17%
	ビジネスサービス	72	80	9	8	12%	11%
	運輸	46	42	3	4	6%	10%
	IT・通信	20	17	3	2	14%	13%
	コンシューマーサービス	4	4	1	1	19%	14%
	サービス業合計	235	257	26	28	11%	11%
製造業	石油・ガス・その他鉱物	62	15	1	1	1%	8%
	食品・飲料	52	59	3	5	5%	9%
	化学	62	58	3	4	4%	7%
	医薬品	22	32	1	1	5%	4%
	アパレル雑貨	71	61	2	6	3%	10%
	鉄・非鉄金属	39	32	1	2	3%	5%
	自動車	65	47	3	4	4%	9%
	機械	116	130	6	7	5%	5%
	電子機器	51	39	1	2	3%	5%
	製造業合計	570	496	21	34	4%	7%

(出所) International Trade Center

EUがEU外諸国と締結済みの貿易・経済協定と英国・EUの関係

EUが締結済みの貿易・経済協定と英国・EUの関係の比較

英国にとってメリット有り

英国にとって多少のメリット有り

分類	国名	権利				義務				
		EU法案への投票権	EU単一市場へのアクセス			EU外との貿易協定	EU法・ルールの適用	EU予算拠出	人の自由な移動	
			通関	関税	非関税障壁					
EEA加盟	ノルウェー等	無	有	無 (除く農漁業品)	一部有 (要原産地規則対応)	EUの貿易協定準用不可、個別協定締結可	有 (EU法の約75%)	有	有	
個別協定締結	スイス			無 (除く農産品)	一部有 (要原産地規則対応、サービスは一部のみ)		一部有 (製品規則等)	一部有	無	無
	カナダ			無 (除く一部生鮮食品)	一部有 (除くサービス・公共事業)		一部有 (製品規則等)	無	無	無
	トルコ (関税同盟)			無 (除く生鮮食品)	無 (除く生鮮食品)		一部有 (製品規則等)	無	無	無 (注)
WTO (FTA非締結)	米国等			有	有		有	EUの貿易協定準用不可、個別協定締結可	無	無
移行期間終了後の英国・EU間の関係		無	有	無	一部有 (要原産地規則対応、サービスは今後交渉)	EUの貿易協定準用不可、個別協定締結可	一部有 (環境規制等)	無	無	

(注)一部のEU加盟国からトルコへは比較的自由な移動が認められている。

(出所) GOV.UK